

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 3 年 1 月 6 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は以下のことから、本件処分の違法、不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

別居はしていたが、調停中も婚姻費用として妻、子に対して金銭の支払いがあった為、又、離婚後 4 年近く経過しており、当時の処理が酷過ぎる。妻を支援していたのも国のはずなのに、まったく情報の共有も出来てなく、今さらになつての処分は到底納得出来るものではない。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審 議 経 過      |
|------------|--------------|
| 令和3年10月12日 | 諮問           |
| 令和3年12月21日 | 審議（第62回第4部会） |
| 令和4年1月25日  | 審議（第63回第4部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

法施行規則（以下「規則」という。）7条1項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成29年7月19日付府子本第586号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給要件を具備しなくなった

ことが明らかな場合（同条5号）は、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとされている。

- (3) そして、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日付雇児発0331第4号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。以下「事務処理通知」という。）第二・1によれば、市町村は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「申請者」という。）が、「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」等には、申請者の配偶者（以下「配偶者」という。）は児童手当の支給要件に該当しないものと判断できることから、ガイドライン22条に基づき、（配偶者に対して、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに）申請者に対して、児童手当の申請の援助・審査等を行うこととされている。なお、事務処理通知第二・2によれば、上記の場合、①申請者の新住所地の市町村は、この旨確認できる書類を都道府県へ送付すること、②①の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の都道府県に対してこの旨通知すること、③②の通知を受けた配偶者の住所地の都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、ガイドライン22条に基づき、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう、通知すること、④③の通知を受けた配偶者の住所地の市町村は、ガイドライン22条に基づき、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理を行うこと、とされている。

- (4) なお、ガイドライン及び事務処理通知は、いずれも、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、令和2年12月4日に東京都から「配偶者からの暴力を訴えている事例（通知）」（以

下「本件通知」という。)を収受しており、本件通知には、「申請者」欄に元妻の氏名が、「申請者により監護されている児童の氏名」欄に本件児童らの氏名が、「配偶者」欄に請求人の氏名及び住所が記載され、「配偶者からの暴力を訴えている事例」の「該当年月日」欄に「平成28年1月14日」、そして、備考欄に「証明書等 平成27年10月15日」、「保険等 平成28年1月14日」とそれぞれ記載されていることが認められる。

そして、本件通知を受けたことから、処分庁は、上記1の法令等の規定に基づき本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、本件は、事務処理通知にいう「配偶者からの暴力を訴えている事例」であって、ガイドライン22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を、配偶者（請求人）に対して行うべき具体的事例として挙げられている、現に申請者（元妻）が「専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」に該当するものと認められる（1・(2)及び(3)）。

したがって、本件通知を受けた処分庁が、請求人については本件手当の支給事由が消滅したものと判断し、支給事由が消滅した日を本件通知に基づき「平成28年1月14日」として、職権で本件手当の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記1の法、規則及び法の技術的助言であるガイドライン等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであるものと認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美